

◆ 高齢者の自宅売却のトラブル

見守りを必要としている高齢者への注意喚起をお願いします。

○全国の消費生活センターに、「強引に勧誘され、安価で自宅を売却してしまった」「解約したいと申し出たら違約金を請求された」といった自宅の売却に関する相談が寄せられています。

○自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフはできません。契約の内容を理解しないまま、安易に売却の契約をしてしまうと、特に高齢者の場合、住む場所が見つからなかったり、解約の際に違約金を支払うことで生活資金が少なくなったりするなど、今後の生活に大きな影響が生じる可能性があります。



<相談事例>

○一人暮らしの自宅に突然、不動産業者が二人訪ねてきた。住んでるマンションを売らないかと勧められ、とにかく売れ売れと夜9時まで居座られた。翌日も二人で訪ねてきて朝10時から夜9時まで居座られた。「マンションを売ったら入所できる施設は探してあげる」と言われ、新型コロナウイルスの感染状況等で気が弱くなっていることもあり、結局売ることになってしまった。何か書面に署名押印したが、業者からは会社案内のパンフレットしかもらっていない。買い手が待っているとされたが、契約しなかったことにしてほしい。

<トラブルを防ぐためには>

- よく分からないことや納得できないことがあったら、解決するまで契約しない。
- 勧誘が迷惑だと感じたら、きっぱりと断り、今後は勧誘しないよう伝えましょう。
- 困ったとき心配なときは消費生活センターまでお電話をください。

裏面にて、(独)国民生活センターの「見守り新鮮情報」をお届けします。

中野区消費生活センター 中野区中野4-8-1 (区役所1階24番窓口)
 相談受付電話 03(3389)1191 FAX 03(3389)1199
 相談受付時間 月～金曜日 9時30分～16時 (土日・祝日・年末年始は休み)
 eメールアドレス shohiseikatusementa@city.tokyo-nakano.lg.jp

※高齢者への被害を防ぐには周囲の気づきが大切です。不審なことがあった場合は、消費生活センターへご連絡ください。

見守り 新鮮情報

アナログ回線に 戻す契約のはずが サポート契約に

大手通信会社のサポートセンターを**名乗る**事業者から「電話を光回線から**アナログ回線**に戻さないか」と電話があった。今は誰もインターネットを使っていないので、ちょうどいいと思い契約した。しかしその後、毎月**サポート料金**として約3千円**引き落とされて**いることが分かり、確認すると**1年縛り**で**サポート**契約をしているとのことだった。**解約**を申し出ると、今解約すると**キャンセル料**が発生すると**言われた**。(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

事業者名を
確認



見守るくん

- 大手通信会社の名前を出していても、実際は関係のない事業者が勧誘をしているケースがあります。勧誘を受けた事業者名をしっかりと確認しましょう。
- 知らないうちに、回線の切り替えには必要のないサービスの契約を結んでいるケースもあります。勧誘を受けた際は、費用やサービス内容、解約条件などをよく確認し、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。
- 光回線をアナログ回線に戻す場合には、現在の契約先や回線事業者に問い合わせましょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。